# 佐賀県高等学校教職員組合選挙規定

1955.2.6 第2回臨時大会で決定

1961. 2.19 第 15 回臨時大会にて一部改正(4条、17条)

1975. 7.2 第 50 回定期大会で一部改正 (7条、8条新設)

1995.3.5 第90回特別大会にて一部改正(14条)

2010.6.19 第 117 回定期大会にて一部改正(17条、20条、

21条)

## 第一章 総 則

(選挙規定)

第1条 佐賀県高等学校教職員組合規約(以下「規約」という)第25条第2項の1規定による役員の選挙については、この規定の定めるところによる。

(選挙の施行)

- 第2条 役員の選挙は大会において行う。
  - 2 任期中の改選もしくは、補欠選挙は、臨時大会または、全員投票で行うことが できる。

#### 第二章 選挙管理委員会

(選挙事務)

- 第3条 選挙に関する事務を処理するため、選挙管理委員会を設ける。
  - 2 選挙管理委員会は、その事務の一部を執行委員に委嘱することができる。

### (選挙管理委員)

- 第4条 選挙管理委員会は、規約第15条の中央委員の中から中央委員会で選出した若 干名の選挙管理委員をもって構成する。ただし、立候補した者、または推選候 補者となった者は選挙管理委員となることができない。
  - 2 選挙管理委員の任期は1年とし、役員に準じて取扱う。
  - 3 選挙管理委員会に選挙管理委員の互選により選挙管理委員長をおく。
  - 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表する。

(選挙管理委員会の権限)

- 第5条 選挙管理委員会は次の事を行う。
  - 1. 選挙の公表
  - 2. 立候補者及び推選候補者の受付、並びに資格審査
  - 3. 立候補者、及び推選候補者の発表
  - 4. 投票及び開票の管理

- 5. 投票立会人及び開票立会人の委嘱
- 6. 当選の確認及び発表
- 7. その他、選挙管理に必要な事項

(選挙公示)

- 第6条 選挙管理委員は、選挙期日 50 日前までに選挙期日、選挙する役員の種類及び 員数、立候補届出期間、その他選挙に関し必要な事項を各分会に、通知しなけ ればならない。
  - 2 任期中の改選の場合はその都度、20 日までに前項に規定する事項を通知すれば よい。

## 第三章 侯 補 者

(立候補者)

- 第7条 この組合の役員に立候補できるものは、次の各号にかかげるものとする。
  - 1. この組合の組合員

(非在籍専従役員で落選した者及び組合運動により、その意に反し弾圧を 受け、懲戒免職になった者を含む)

- 2. この組合の書記
- 第8条 前条の規定により、非在籍専従役員に立候補できる者の資格は次のとおりと する。
  - 1. 組合員からの立候補の場合は、組合歴3年以上を必要とし、年齢は、25歳以上とする。
  - 2. 書記からの立候補の場合は、佐高教組書記の経験を次の如く必要とする。
    - イ. 高 校 卒 7年
    - ロ. 大 学 卒 3 年 年齢はいずれも 25 歳以上とする。
  - 3. 書記から立候補する場合は、執行委員会の議を経て、執行委員長の推薦を 必要とする。

(立候補届)

第9条 立候補をしようとする組合員は、決められた立候補届に所定事項を記入し、 立候補届出期間内に選挙管理委員会に提出しなければならない。

(候補者の推選)

- 第10条 組合員が他の組合員を候補者として推薦する場合は、前条の規定を準用する。
  - 2 前項の規定により推選された者は、立候補届出期間内に承諾書を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(立候補届出期間)

第11条 立候補届出期間は選挙期日の30日前より20日前までに至る期間とする。 ただし、任期中の改選の場合は選挙期日の前日までとする。

(資格審査)

- 第12条 選挙管理委員会は立候補者または推選候補者(以下「候補者」という)の 資格について規約に基づき、審査を行い、適否を候補者に通知しなければな らない。
  - 2 不適格とされた者は、中央委員会に異議を申立てることができる。この場合 においては中央委員会は、前項の規定により再審査を行う。

(候補者の発表)

- 第13条 選挙管理員会は、前条の候補者の資格審査のあと、選挙期日10日前までに選 挙公報により各分会に通知しなければならない。
  - 2 前条第2項の規定により再審査の結果、適確とされた者についても同様とする。
  - 3 候補者は選挙公報および立候補挨拶状(推薦者の推薦文を含む)によるものの ほか、文書による選挙運動をしてはならない。

(選挙公報の記載事項)

- 第14条 選挙公報には次の事項を記載する。
  - 1. 候補者の氏名、生年月日及び性別
  - 2. 現在の勤務校及び身分
  - 3. 組合経歴
  - 4. その他選挙管理委員会で定める事項

(立候補の辞退)

第 15 条 立候補者は、選挙期日の前日までに選挙管理委員会に申出て立候補を辞退することができる。

第四章 選 举

(選挙権者)

第 16 条 この組合の役員の選挙は、大会において大会構成員の直接無記名投票によって行う。

(選 挙)

- 第17条 選挙は次の順序で行う。
  - 1. 執行委員長
  - 2. 副執行委員長
  - 3. 書記長
  - 4. 書記次長
  - 5. 執行委員
  - 6. 監查委員

(投票)

第 18 条 選挙は定員 1 名の場合は単記、定員 2 名以上の場合は、連記し、いずれも無 記名 1 人 1 票とする。 2 投票の場合は、選挙管理委員会は投票立会人を委嘱し投票に立会わなければならない。

(開票)

- 第 19 条 選挙管理委員会は、前条の投票を開票する際には、開票立会人を立会わさなければならない。
  - 2 前項の開票立会人は監査委員、その他をもってこれにあてる。
  - 3 第2項のほか開票については選挙管理委員が決める。

(当選の決定)

- 第20条 当選者は、有効投票の多数を得た者から順次決定する。
  - 2 候補者が定員を超えない場合は、中央委員会にて無投票で当選者を決定し、全 組合員の直接無記名の信任投票を行う。
  - 3 候補者でないものは、当選者として決定することはできない。

(当選の制限)

第21条 有効投票総数の過半数に満たない得票数では当選できない。

(当選の辞退)

- 第22条 規約第29条各号及び本条第2項の場合のほか、当選した者は、辞退することができない。
  - 2 同一人が同時に 2 以上の役員の候補者であり、前に行われた選挙において当選 した場合次に行われる選挙の候補者となるために、その当選を辞退することが できる。
  - 3 前項の場合において行われた選挙に当選を承認した者は、次に行われる選挙に ついては候補者として失格したともなす。

(再選挙)

- 第23条 得票同数の場合には、その者について再選挙を行う。
  - 2 第 20 条の規定により、定員に不足を生じたときは、その不足の員数に 1 名を加えた数の落選者のうちから得票順に選んで再選挙を行う。

(補欠選挙)

- 第24条 当選者が失格しまたは、役員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行う。
  - 2 候補者が定員に充たないとき、その不足についても同様とする。
  - 3 前項の場合において当選とならなかった者が第 19 条の規定による得票数を得ている場合においては選挙を行わず得票順に繰上げ当選者とすることができる。

付 則

この規定は、2011年1月8日より施行する。